

住宅貸付け・住宅災害貸付け・介護構造部分に係る貸付け・教育貸付けを
返済中のみなさまへ

公立学校共済組合

団信制度(だんしん+債務返済支援保険)のご案内

(障害特約付
団体信用生命保険)

(債務返済支援特約付精神障害補償特約付
団体長期障害所得補償保険)

「だんしん」と「債務返済支援保険」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。
本制度は共済組合の福祉事業としてご案内しています。

制度の位置付け

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入することにより、
万一の場合だけでなく、長期間休まれた場合にも債務の返済が補償（保障）されます。

だんしん

万一、死亡・所定の障害状態
となられても…



「だんしん」により、貸付金残高相当額
が保障されます。



だんしん



ローン完済

だんしんに加えて安心！(オプション部分)



債務返済支援保険

病気やケガで長期間就業障害と
なられても…



「債務返済支援保険」により毎月の返済
負担が（最長3年）0円になります。



債務返済
支援保険



保険金を毎月の返済へ

(注) だんしんと同時に加入する必要があります。



入っておいてよかった

交通事故で突然死亡。住宅貸付け以外に教育貸付けも借り入れていたが、団信制度に加入していたため、住宅貸付け・教育貸付けともに「だんしん」からの保険金で完済。残された家族には、住宅を残すことができた。



脱退したために…

生活費や子どもの教育費がかさみ、出費を抑えるために償還途中で団信制度を任意脱退。その後、胃癌で死亡。残された妻はパート収入しかなく、今後の生活を立て直すために自宅を売却した。

「だんしん」について

例) 貸付金残高(債務)が1,000万円の場合

毎年、保険料充当金を納めるだけで!



返済
本人死亡
貸付金残高
(債務)
1,000 万円

「だんしん」
からの保険金
1,000 万円

家族に債務が
残らない
0 円

保険料充当金
月額2,000円
(貸付金額10万円につき
月額20円)※

※保険料充当金は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者数の規模、保険金の支払実績等を基礎として料率の見直しを行い、加入応当月から変更する場合があります。

「だんしん」
加入無の場合

借受人またはその
家族に返済義務が
生じる。



退職手当により貸
付金残高(債務)を
返済する。

退職手当が貸付金
残高(債務)を下回
る場合は更に他の
資金で返済するこ
とになる。

生活維持資金等
として退職手当
等が使えないこ
とになる。

「だんしん」
加入有の場合

借受人の貸付金残
高に相当する保険
金が共済組合に支
払われる。

貸付金残高(債務)
は保険金で返済さ
れる。



退職手当を債務の
返済に充てること
なく、自由に活用
できる。

生活維持資金、子
どもの養育費、老
後の生活資金等に
退職手当を活用で
きる。

ポイント

- 「だんしん」に加入をしていると、万一、組合員が死亡、または所定の障害状態となってしまうとき、「だんしん」からの保険金で貸付金残高(債務)が返済されます。
- 公立学校共済組合の福祉事業として実施している制度のため、ご負担の少ない保険料充当金(加入者が負担する保険料)でご加入できます。しかも毎年、貸付金残高に応じて保険料充当金が出されますので、返済が進むにつれて加入者の負担が少なくなります。
- 住宅貸付け・住宅災害貸付け・介護構造部分に係る貸付け・教育貸付け等、幅広く適用することができます。

債務返済支援保険について

例) 毎月の返済金が60,000円の場合

毎年、保険料充当金を納めるだけで!



返済
本人休職
毎月の返済金
60,000 円/月

債務返済支援保険
からの保険金
60,000 円/月

毎月の返済負担
がなくなる
0 円/月

保険料充当金
月額552円
(毎月の返済金相当額
1万円につき月額92円)※

※保険料充当金は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者数の規模、保険金の支払実績等に基づき料率の見直しを行い、加入応当月から変更する場合があります。

ポイント

- 所定の就業障害が免責期間30日を超えて継続した場合に返済金相当額(平均返済月額)が補償されます。(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 所定の精神障害により就業障害となったときも補償の対象となります。
- 公立学校共済組合の福祉事業として実施している制度のため、ご負担の少ない保険料充当金で加入できます。

●残された家族を守るために、ぜひご加入を検討ください。

長期にわたる償還途中で、いつ事故や病気が襲ってくるかわかりません。団信制度に加入しておくことで、家族にとっての大きな安心につながります。

●団信制度の加入は、完済するまで継続することをおすすめします。

制度内容等の詳細については、当共済組合ホームページに掲載している「団信制度適用申込の手引(パンフレット)」をご一読ください。

MY-A-25-LF-006587 MYG-A-25-LF-355